

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 23 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380143

研究課題名(和文) 利益概念から剰余金概念への移行に対する会社法および税法の対応と展開

研究課題名(英文) Response and development of Company Law and Tax Law to the transition from profit concept to surplus concept

研究代表者

三島 徹也 (MISHIMA, Tetsuya)

関西大学・会計研究科・教授

研究者番号：70309342

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：株式会社の規模および特徴と資本制度の役割について密接に関連することがわかった。たとえば、上場株式会社であれば、金融商品取引法適用対象会社とされ広く会計情報が開示されることによって、モニタリングされる。これに対して、小規模閉鎖的な株式会社では、金融商品取引法の対象外であり、計算書類の正確さは担保されておらず、経営者の恣意による運営が可能となる。これらの異なる会社において資本制度の有する意味も異なる。
結論としては、立法論として、会社法ないし金融商品取引法の中に、大小区分資本・剰余金法制を設けることが、現在の債権者保護の在り方および会社資金の有効利用において望ましいといえる。

研究成果の概要(英文)：It was found that the scale and features of the company are closely related to the role of the capital system. For example, if it is a listed company, it is considered to be a company subject to the Financial Instruments and Exchange Act, and is widely monitored by disclosing accounting information. On the other hand, small-scale closed-stock companies are outside the scope of the Financial Instruments and Exchange Act, and the accuracy of the financial statements is not guaranteed, allowing management to be carried out arbitrarily by management. The meaning of the capital system differs in these different companies.
In conclusion, it can be said that establishing large and small categories capital and surplus legislation in the Company Law or the Financial Instruments and Exchange Law as a legislative theory is desirable in terms of current creditor protection and efficient use of corporate funds.

研究分野：会社法

キーワード：会社法 税法 利益 剰余金 資本

1. 研究開始当初の背景

資本制度は、会社債権者との関係において社外に流出する会社財産の限度を画するものであって、これにより会社財産を確保し会社債権者を保護する機能を果たす。つまり、株主有限責任の代償として、株主に対する出資の払戻しの禁止を含めた資本制度が存在する。しかし、現在において資本制度に会社債権者保護の機能があるのか、機能があるとしてもその機能の割に資本制度存在のコストが大きいのではないかと、会社債権者は自らを守るために本当に資本制度を欲しているのか、など資本制度に関しては大きな疑問がある。この問題点を以下の4つのアプローチから検討し、真の会社債権者保護となる政策および解釈を解明する。

(1) 資本制度は明治23年の原始商法以来、基本的にその考え方は変わっていない。しかし、たとえば、昭和23年商法改正以前においては、額面株式の払込剰余金(額面超過額)はプレミアムとして株主に対する「利益」配当を行うことが許容されていたが、これは結局のところ出資の払戻しにつながる。たとえば、このような法制化において債権者保護はどのように考えられていたのかを探ることは、現行法における資本制度の果たす機能を検討する上で重要であり、ここに資本制度の歴史的検討を行う意義がある(歴史的検討)。

(2) 会計学においては、資本制度の前提となる株主の出資金の取扱いや資本取引と損益取引の峻別など、会社法以上に資本制度というものに対して厳格に解している。しかし、会計学がこの資本を厳格に解しているのは債権者保護のためだけではない。そこで、会計学において資本にはどのような機能があるのか、また債権者保護を会計学はどのように考えているのかを明らかにして、会計学から見た資本を参考に、会社法学における資本制度を検討する(会計学アプローチ)。

(3) また、資本制度の根本的な狙いは、出資の払戻しを禁ずることにある。それではなぜ出資の払戻しを禁ずることは債権者保護に資するのか、またなぜ出資の払戻しをしてはならないのか、これについて最も参考になるのがドイツ株式法57条の「出資の払戻し禁止規定」である。この規定については、現在ドイツにおいても批判はあるが、現行法として存在している。その存在意義およびその批判を探ることによって、資本制度の究極的な狙いである出資の払戻しの禁止の真の目的と実効性、問題点を明らかにすることができる(ドイツ比較法)。

(4) 現行会社法においては、資本制度の会社債権者を保護するという機能がかなり

薄れてきている。たとえば、平成17年会社法制定の際に、立法担当官により「資本」は会社財産の維持機能を有しておらず、これを前提とする「資本充実・維持、不変の原則」が債権者保護との関係で役割を果たしているとは考えないとの意見が表明された。これに近い意見を表明する学説も少なくない。ということは、現在において、会社債権者に対して「資本制度」が果たす役割とはいったい何であるのか、具体的にはどこまでの範囲で「資本制度」が会社債権者の保護に役立っているのかを考える必要がある。また、「資本制度」に代わる債権者保護を果たす機能は何であるのか、明らかにする必要がある(現在における批判的検討)。

2. 研究の目的

このたびの研究において、まず、(1) 資本制度の立法趣旨およびその内容について歴史的な変遷を研究し、現状の資本制度の方向性を明らかにする。次に、(2) 会社法とは異なる役割を果たす会計学から見た資本制度とはいかなるものかを研究し、そしてその異同をとらえ、会社法学における資本制度の存在意義を明らかにする。さらに、(3) ドイツ株式法「出資の払戻し禁止規定」を研究することによって、出資の払戻しを行うことそのものの是非について明らかにする。最後に、(4) 現在の資本制度に関する批判的な議論について研究し、資本制度の存続が必要であるかまた有益であるかを明らかにする。

これらを総括して、本研究の目的である「会社債権者保護に対する資本制度の有効性」を明らかにする。特に、資本制度に会社債権者保護の機能があるのか否か、会社債権者は自らを守るために本当に資本制度を欲しているのか否か、また、仮に資本制度に問題があるとして代替する制度があるのか否か、仮にあるとすればどのような制度であるのか、について明らかにする。

3. 研究の方法

平成25年度から3年間で、資本および会社債権者保護制度に関して、(1)「歴史的研究」、(2)「会計学的研究」、(3)「ドイツ比較法的研究」および(4)「現行会社法上の研究」を行う。研究方法は、それぞれ当該個所の文献研究が中心となる。しかし、文献研究のみからは得られない情報の取得やディベートによる自らの見解の生成および修正のためインタビュー調査を行う。最終的には、その結果を研究論文として発表する。すなわち、1年目には(1)「歴史的研究」および(2)「会計学的研究」を中心に行い、2年目に(3)「ドイツ比較法的研究」および(4)「現行会社法上の研究」を中心に行う。3年目には、これらの研究を有機的に結合させ総

括をする。

(1)「歴史的研究」においては、レーズラー商法草案および明治23年商法から平成17年会社法制定に至るまでの資本および会社債権者保護制度の変遷をたどる。とくに注目すべき改正が昭和25年商法改正である。資本制度を直接改正しようとしたものではなかったが、無額面株式の導入および授權資本制度の採用の結果として、資本金と資本準備金の関係や資本の決定方法に関する重要な変更が行われている。よって、昭和25年商法改正を資本制度の大きな転換点ととらえ、これを中心的に研究するのみならず、昭和25年以前と以降の制度の目的・内容および変遷を明らかにする。この研究は専ら文献研究により行う。

(2)「会計学的研究」においては、資本金の目的、内容およびその機能を明らかにした上で、会社法学における資本制度との異同を明確にする。過去において会計学と会社法は一致もしくは接近し、その後大きな乖離を見せるのであるが、これも明らかにすべく必要に応じて歴史的検討も行う。これも文献研究が中心となるが、研究代表者は会計学を専門としていないため、関西大学会計専門職大学院の柴健次教授に適宜インタビューをし、会計学における資本に関するアドバイスを受ける(なお、先行研究として柴健次教授と共同で「剰余金の会計と法理」というテーマで研究を行った)。会計学から見た資本を参考に、会社法学における資本制度を検討する。

(3)「ドイツ比較法的研究」は、まずドイツ株式法57条の「出資の払戻し禁止規定」について研究する。わが国ではこれを直接に規定したものはないが、資本制度の究極の目的はここにあると考えられるからである。これに関しては、同規定の成立趣旨、その内容と例外およびその機能について調査し、かつ現在のドイツにおける批判的議論を明らかにする。そのうえで、日本よりも厳格であるドイツ資本法制について調査し、同様に批判的な議論もまた明らかにする。これらはドイツ株式法の資料を中心とする文献研究によって行うが、より最新の議論を得るため、ドイツゲッチンゲン大学ゲラルド・シュピンドラー(Gerald Spindler)教授の協力を得て、インタビュー調査を通じて、ドイツにおける資本制度の現状についてアドバイスを受ける。ここでは、ドイツの資本制度に関する内容および機能を踏まえ、現状の学説上の議論の展開から、わが国の資本法制に対する示唆を得る。

(4)「現行会社法上の研究」では、平成17年会社法制定における議論、現行会社法の内容およびその解釈から、現在における資

本制度消極論を中心に調査を行う。平成17年会社法制定の際に、立法担当官により「資本」は債権者保護との関係で役割を果たしているとは考えないとの意見が表明されたが、これを部分的には反映する内容となった会社法の成立過程における議論を再度検討する。それによって、究極的には会社法はどこに向かおうとしているのか、資本制度をなくすということまで考えているのかなどを探る。また、以前から資本制度を前提とした配当規制に対しては疑問が述べられており、これに代わる規制として財務比率による基準や支払い能力テスト等が紹介されている。これらの先行研究を比較検討することにより、資本制度の債権者保護としての役割についてどれほどの機能を有しているのか、その結果によっては存続すべきか否か、さらには代替する制度は必要なのか、また存在するのかについて明らかにする。これらは、主として文献研究によるが、研究会等を通じて会社法研究者から示唆を得ることも行う。

最終年度となる平成27年度には、これらの4つの研究(「歴史的研究」、「会計学的研究」、「ドイツ比較法的研究」および「現行会社法上の研究」)を有機的に結合させ総括をする。研究の進行に伴って各部分の研究はリンクして行くことが十分に考えられるので、ここでは、さかのぼって各部分の補足的な研究も同時に行う。3年間の研究の成果として、本研究の目的である「会社債権者保護に対する資本制度の有効性」を明らかにする。すわなち、現在において資本制度に会社債権者保護の機能があるのか、機能があるとしてもその機能の割に資本制度存在のコストが大きいのではないかと、会社債権者は自らを守るために本当に資本制度を欲しているのか、また、この制度に問題があるとして代替する制度があるのか等について解明する。

4. 研究成果

資本制度の歴史的研究においては、資本制度そのものは明治23年の原始商法以来、基本的にその考え方は変わっていないが、厳格さという意味では現在は緩やかになってきているといえる。特に、「利益」概念から「剰余金」概念への移行については、それを如実に表しており、これは、資本金から剰余金へと資金を移し、結果としてこれを払戻すことを可能にするものである。この考え方は、「利益・剰余金」の「配当・分配」の性質を、出資金の運用による利益を配当するという立場から、債権者保護が担保されていれば、究極的には財源を問わず分配することを可能とするという立場への変更を意味する。

このことは、どれだけの資本(元手)からどれだけの「利益」を生み出すかということを重視する、「利益」と「剰余金」の概念を厳格に区別する会計学の立場とは、一線を画

するものとなった。そしてこのことは会社法学と会計学とのそれぞれの役割の違いをより明確にするものとして、むしろ望ましいものといえる。会社法の改正により会計は確かに影響を受けるものではあるが、現在では会計は会社法が放棄した趣旨をより発揮できるものといえよう。また、会社法上のこのような変遷は、税法上もこれに対応させるべく変遷をしており、税法独自の対応という措置はとられていない。

さらには、ドイツにおいても同様の傾向にあり、従来は出資の払戻しに対する厳格な立場をとっていたが(ドイツ株式法57条) 現在では緩和される傾向にある。ただし、現状わが国ほど緩やかな立場をとるわけではない。しかしながら、特筆すべきは、ドイツ税法上は、このような日独会社法に対応した税制の関係とはなっておらず、ドイツでは独自の税制法理論に基づいているということがわかった。

以上の研究結果から、次のことが導き出される。資本制度は、会社債権者の債権回収可能性を担保するという意味での債権者保護の機能は実際上ほとんどないという結論になった。しかし、異なる意味での債権者保護という機能は有しているといえる。すなわち、株主との関係における債権者の保護であって、株主と債権者との利害調整としても資本制度の機能である。事業の失敗等による会社債権者の保護については資本制度では保護できないが、株主に財産を分配することによって会社債権者の債権回収可能性を害することはできないという意味での機能は有しているということである。つまり、会社債権者は、社員である株主との関係では優位に立つべきであるということを示したものであって、そのことが資本制度といえる。

また、株式会社の規模および特徴と資本制度の役割について密接に関連することがわかった。たとえば、上場株式会社であれば、金融商品取引法適用対象会社とされ広く会計情報が開示されることによって、モニタリングされる。これに対して、小規模閉鎖的な株式会社では、金融商品取引法の対象外であり、計算書類の正確さは担保されておらず、経営者の恣意による運営が可能となる。また、このような会社では経営者イコール株主という状況も多く存在する。これらの異なる会社において資本制度の有する意味も異なる。大規模上場会社においては資本制度の持つ役割は小さいが、小規模閉鎖会社ではいまだに資本制度は債権者保護としての機能を有しているといえる。結論としては、立法論として、会社法ないし金融商品取引法の中に、大小区分資本・剰余金法制を設けることが、現在の債権者保護の在り方および会社資金の有効利用において望ましいといえる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 3件)

中村繁隆、外国法人からの資本の払戻しと課税 欧州会社に拡張されたドイツ法人税法27条8項を参考にして、現代社会と会計、査読無、11号、2017、29-49

中村繁隆、企業の国外離脱と租税条約による規制、現代社会と会計、査読無、9号、2015、145-146

三島徹也、問屋契約(取次契約)における法律関係について、現代社会と会計、査読無、9号、2015、199-215

〔図書〕(計 2件)

三島徹也、自己株式の取得は配当と同じ、日本評論社、人間ドラマから会社法入門、2015、248(156-167)

中村繁隆、経済特区と国際課税 地域活性化総合特区を中心に、新日本法規出版、地域に関する法的研究、255(216-240)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三島 徹也 (MISHIMA, Tetsuya)
関西大学・会計研究科・教授
研究者番号：70309342

(2) 研究分担者

中村 繁隆 (NAKAMURA, Shigetaka)
関西大学・会計研究科・准教授
研究者番号：20581664

(3) 連携研究者

柴 健次 (SHIBA, Kenji)
関西大学・会計研究科・教授
研究者番号：40154231

(4) 研究協力者

シュピンドラー ゲラルド
(SPINDLER, Gerald)